

歴史的風致形成に資する建造物等の保全・活用方策に関する研究

Reserch for Conservation and Utilization of Buildings Contributing Historical Landscape

(研究期間 平成 20～22 年度)

環境研究部 緑化生態研究室
Environment Department
Landscape and Ecology Division

室長 松江 正彦
Head Masahiko MATSUE
主任研究官 小栗ひとみ
Senior Researcher Hitomi OGURI

Act on Maintenance and Improvement of Traditional Scenery in Certain Districts was promulgated in May, 2008. This study is aimed for provision of information to promote maintenance and improvement of traditional scenery for a local government. We examine measures for the appropriate maintenance and utilization of buildings and effective utilization of the system.

〔研究目的及び経緯〕

平成 20 年 5 月に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下「歴史まちづくり法」という）が成立し、歴史的風致を活かしたまちづくりが本格的に推進されることとなった。これに際し、歴史的風致の構成する主要な要素である建造物等の保全・活用策の充実が求められるが、これには景観重要建造物指定、都市公園事業や歴みち事業の活用など、既存の事業や補助金制度等の適切な活用が重要であると考えられる。地方公共団体等が歴史まちづくりを進める上では、建造物等の条件に応じて、どのような制度の適用が有利かを判断する必要が生ずると考えられるが、これに関して十分な情報は提示されていない。

そこで、本調査は、歴史的風致形成に資する建造物等の保全・活用を促進するため、当該物件における各種事業・補助金等の活用イメージやメリット、それら制度の適用上の課題等を示すことを目的として実施する。

〔研究内容および成果〕

平成 20 年度は、歴史的風致形成に資する建造物等の種類や条件を、地方公共団体に対するアンケートおよびヒアリング調査により抽出し（表-1）、それらの保全・活用のために適用可能な制度や補助事業の概要ならびに適用条件を整理した。また、それら制度・事業を活用して、歴史的風致形成に向けた取り組みを行っている事例の中から代表的な 15 事例を取り上げ、歴史的風致との係わりや具体的な内容をとりまとめた（図-1）。

なお、アンケートおよびヒアリング調

査は、次の手順で行った。まず、歴史まちづくり法の要件となる「歴史的風致」の定義（地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境）に基づき、国指定無形文化財（重要無形文化財、重要無形民俗文化財、選択無形文化財）、重要文化財（建造物）、重要有形民俗文化財（建造物）、史跡名勝天然記念物（建造物）および重要伝統的建造物群保存地区を整理した。それらをもとに歴史まちづくり法の要件に適合する可能性の高い地区 264 地区を抽出し、アンケートにより歴史的風致やその維持に係る取り組み・施策等の有無について確認を行った。次に、アンケートに回答のあった 160 地区のうち歴史まちづくり法の要件を満たす 44 地区を対象として、具体的な実践内容とその成果を把握するためのヒアリングを実施した。その結果、施策と歴史的風致との関連性および有効性の観点から、注目すべき施策が行われていた 25 地区を抽出した。

〔成果の活用〕

次年度において、地域の歴史や立地条件等の地域特性に応じた建造物等の適切な保全・活用や事業・制度の効果的な活用を推進するための方策を取りまとめ、地方公共団体等に広く情報提供を行い、歴史的風致形成の実務において活用を図る予定である。

表-1 歴史的な建造物等の種類

分類	項目
城郭・公園等	城郭・城跡/庭園・公園
建築物	神社・仏閣/民家・醸造所・蔵等/役場・公会堂・劇場等
建造物・工作物等	橋梁・隧道/垣・塀/井戸・道標・灯籠等
道路・水路等	街道・参道/街路・路地・坂道等/広場・辻等/河川・用水・護岸等

川湊の伝統文化の復活を契機とした歴史的な水辺空間の整備

山口県柳井市/古市金屋地区周辺

■伝統行事を行う護岸の整備

■川湊町の風情に対する保全整備

導入事業：柳井川単独河川環境整備事業
ふるさとの川整備事業

1. 地域の歴史的風致と施策との係り

柳井は、かつて瀬戸内海交易屈指の商業都市で、柳井川の川湊町として発展し、河岸には「雁木」が築かれて荷揚げ場として賑わった。

平成12年、「柳井市白壁の町並みを守る会」により、一度は途絶えていた伝統行事「八朔の船流し」が復活されたことにあわせて、行事での空間利用を踏まえた護岸整備がなされた。これにより、商都として栄えてきた歴史的な生活空間(まち)と水辺空間との係りも復活した。

その他、町の細部における歴史的な遺構を尊重し、生活の場としての利便性を勘案しながら、その保全を図っている。

2. 施策の特徴

伝統行事の復活に伴って、子供達が安全に行事を行う場となる護岸の整備を行うとともに、地域の歴史性を表象する荷揚げ場の「雁木」の整備、護岸や雁木へ続く路地の修景を行っている。こうした整備により、かつて川湊町として栄えた頃の水辺のあり様の復元を図っている。

3. 具体的な整備内容

■伝統行事を行う護岸の整備

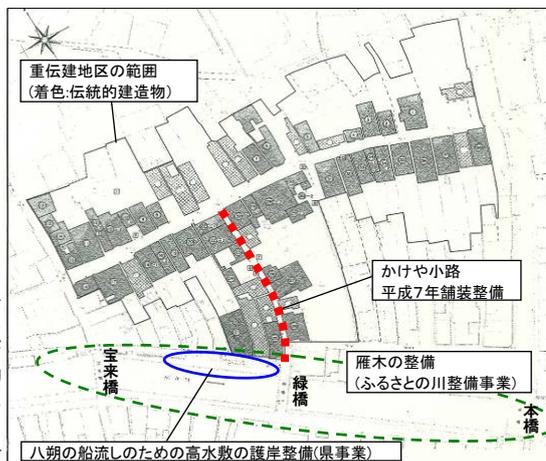
- 安全な歩行空間を確保するため、雁木から続く通路は下駄履きでも滑りにくい洗出し平板舗装を採用している。
- 高水敷への湛水を防ぐための集水柵と排水路を整備するとともに、維持管理のしやすい開水路の排水を採用している。

■川湊町の風情に対する保全整備

- 地区全体において発掘を行い、それに基づいて水路等の一部の復元整備も進めている。
- 地域の歴史性を表象する生活環境の保全を図るため、室町期に民家の敷地間に整備された石積排水路の一部を当時のまま保存している。ただ、細街路については、歩行のための幅員を確保するべく、グレーチングによる蓋掛けを行っているが、遺構自体はいつでも復活できるように、手つかずの状態でも保存している。



写真提供：柳井市



歴史的な生活空間と水辺空間との連繋を図る一体的な整備を行っている。

資料提供：柳井市



柳井川は干満差が大きいので、土嚢を敷き詰めた高水敷は破損が著しく、安全に水際に近づくことが難しかったが、市民による伝統行事の復活を機に護岸整備が行われている。(写真左：整備前 写真右：整備後) 資料提供：柳井市



水辺への通路となる「かけや小路」では、昔ながらの路地の雰囲気を保つためアスファルト舗装に土系舗装のオーバーレイを施している。

資料提供：柳井市

図-1 制度・事業を活用した地区整備の事例